

厚生労働省発健生0801第2号  
令和6年8月1日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 武見 敬三  
( 公 印 省 略 )

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を  
行うことが明らかに必要でないときについて (照会)

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条第1項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするときには貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているところ、食品衛生法第51条第1項の規定に基づき、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第17の基準を別紙のとおり改正する場合は、その内容から食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。



(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第十七（第六十六条の二第一項関係） 一～八（略） 九 情報の提供 イ（略） ロ 営業者は、製品に係る健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。ハにおいて同じ。）に関する情報及び法に違反する情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。</p> <p>ハ 営業者（第六十六条の二第五項各号に掲げる者に限る。）は、特定保健用食品及び食品表示基準第二条第一項第十号に規定する機能性表示食品（これらの食品が指定成分等含有食品である場合を除く。）に係る健康被害に関する情報を収集するとともに、これらの食品に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、ロの規定にかかわらず、当該情報を都道府県知事等に速やかに提供すること。</p> <p>三 営業者は、製品について、異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合は、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。</p> <p>十～十四（略）</p>	<p>別表第十七（第六十六条の二第一項関係） 一～八（略） 九 情報の提供 イ（略） ロ 営業者は、製品に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。以下この号において同じ。）及び法に違反する情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。</p> <p>（新設）</p> <p>ハ 営業者は、製品について、消費者及び製品を取り扱う者から異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合は、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。</p> <p>十～十四（略）</p>

※ ハの営業者は、以下のいずれかに該当する者を指す。

- ・特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品をいう。）に係る健康増進法（平成14年法律第103号）第43条第1項の許可を受けた者
- ・食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号ロに規定する届出者